

令和7年度（繰越）信州たかもり温泉改修工事（第2期）

に関わる下請要件に関する事項

この下請要件に関する事項は、高森町が発注する「令和7年度（繰越）信州たかもり温泉改修工事（第2期）」の受注希望型競争入札に関して、下請要件を付して発注する入札についての公告、提出書類及び審査手続き等について定めるものである。

(対象工事)

第1 対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、「令和7年度（繰越）信州たかもり温泉改修工事（第2期）」の次に掲げる工事とする。

工 事	①建築物 温浴棟改修	①建築物 展望スロープ	①建築物 サウナ棟	②電気設備工事	③機械設備工事
工 種	直接仮設工事	直接仮設工事	直接仮設工事	受変電設備工事	衛生器具設備工事
	防水改修工事	土工事	土工事	幹線動力設備工事	給水設備工事
	外壁改修工事	コンクリート工事	コンクリート工事	電灯設備工事	給湯設備工事
	建具改修工事	型枠工事	型枠工事	照明器具取付設備工事	污水排水設備工事
	内装改修工事	鉄筋工事	鉄筋工事	非常灯・誘導灯設備工事	LPガス消化設備工事
	塗装改修工事	鉄骨工事	鉄骨工事	コンセント設備工事	濾過循環・熱源設備工事
	躯体改修工事	既成コンクリート工事	防水工事	非常放送設備工事	温泉設備工事
	環境配慮改修工事	防水工事	タイル工事	電話設備工事	床暖房設備工事
	発生材処理工事	屋根工事	木工事	情報LAN設備工事	冷暖房設備工事
		金属工事	屋根工事	テレビ共聴設備工事	換気設備工事
		左官工事	金属工事	トイレ呼出設備工事	河川水濾過冷却設備工事
		金属製建具工事	左官工事	自動火災報知機設備工事	自動制御設備工事
		ガラス工事	木製建具工事	屋外照明設備工事	屋外消火栓設備工事
		塗装・吹付工事	金属製建具工事	ITV設備工事	井水給水設備工事
			ガラス工事	インターホン設備工事	既存設備撤去工事
			塗装・吹付工事		産業廃棄物処分費
		内外装工事			

(入札公告)

第2 高森町長（以下「町長」という。）は、対象工事を本競争入札に付するときは、「高森町建設工事に係る受注希望型競争入札（事後審査、郵送方式）実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めによる他、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札参加者が、契約人となった場合に直接下請契約を締結する予定の下請負人（以下「下請負人」という。）の要件
- (2) 入札参加者が、契約人となった場合に下請契約を締結する予定の下請負人のうち、要件を確認する下請負人の範囲
- (3) 下請要件の審査に関する事項
- (4) 落札候補者に追加して求める資料に関する事項
- (5) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

2 第1項の公告は、実施要領の入札公告の追加事項により行うものとする。

（下請負人の要件）

第3 下請負人に必要な資格等の要件（以下「下請要件」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定日までの間において、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 下請負人は、建設業法第3条、又は当該業務において必要な場合の許可を有すること。

2 下請負人を設定する場合、町内に本店を有している事業者を優先的に選定すること。ただし、次に掲げる理由による場合は、この限りでない。

- (1) 本工事の施工において必要な技術または能力を有する事業者が町内に存在しない場合
- (2) 町内以外の事業者を下請負人として選定することが工期短縮・経費削減・安全円滑適切な施工等において特に有利となる場合
- (3) その他町長が認める理由による場合

（下請要件を確認する資料の提出）

第4 町長は、落札候補者に対し、第3第2項に記載している下請要件を確認する資料として、次の各号に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 下請負人（町内に本店を有している事業者のみ）の作成した「見積書」
- (2) 対象工事の工種毎に下請負人（町内に本店を有している事業者のみ）の称号または名称を記載した工事費内訳書
- (3) 対象工事の「下請金額付き施工体系図」（様式1号）

2 前項に掲げる資料は、町長が提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く）以内に提出しなければならない。

（追加する資料の提出）

第5 町長は、必要に応じ第4に規定する資料のほか、落札候補者に対し入札参加資格要件の審査を行う期間に、追加して次の各号に掲げる資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めることができる。

- (1) 第4第2項に規定する下請負人の資料が提出されない場合の直営施工を説明できる資料
- (2) 下請負人の商号、代表者名、住所が記載された「施工体制台帳」（建設業法第24条の7に規定す

る記載事項等を満たしたもの。土木工事現場必携に記載された様式に準じる。)

(3) その他、町長が追加提出の必要を認めた資料

2 追加資料の提出を求められた者は、これを指示された日の翌々日(休日を除く)までに提出しなければならない。

(下請要件の審査)

第6 町長は、実施要領第18条の「入札参加資格要件の審査」に基づく審査を実施した後、入札公告に示す下請要件に基づき、最低価格入札者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、最低価格入札者が当該要件(下請けの比率を含む)を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、内訳書、下請要件を確認する資料及び追加資料について実施する。

3 前項の審査に要する日数は、入札参加資格要件の書類の提出があった日から、3日以内(休日を除く)とする。

(入札の無効)

第7 次の各号に掲げる入札書は、実施要領第22条に準じて無効、23条に準じて無効(失格)とする。

(1) 下請要件を満たさない者が入札した入札書

(2) 下請要件を確認する資料(第4、第5に定める資料)を提出しない、または内容に不備があると認められた者が入札した入札書

(3) 第5に定める追加資料を期限までに提出しない、または追加資料により当初提出された資料に虚偽記載等が確認された者が入札した入札書

(4) 施工体制が、建設業法第22条に規定する「一括下請の禁止」に抵触する恐れがあると認められた者が入札した入札書

(5) その他、町長が著しく不相当と認める事実が確認された者が入札した入札書。

3 前項(2)の「不備」は、以下の各号に掲げるものとする。

(1) 第4、第5に定める資料に、欠落や未記載等があり、算出根拠が不明確なもの。

(2) 実施要領第9条に定める工事内訳書の対象工事費が、第3第2項に定める下請負人の作成した見積書より安価なもの。

(3) 第4、第5に定める資料の提出が無いか、未記載等により、施工体制が不明確なもの。

(履行状況の確認及び措置)

第9 町長は、この要領に基づき契約した工事について、履行状況の確認を行うものとし、以下の各号に掲げる内容を確認した場合には、それぞれ必要な措置を講じることとする。

(1) 第4、第5で提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があり、契約の目的を達することが出来ないと認められるときは、契約約款第46条第4項による契約解除を行う。

(2) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講じる。

(下請要件事項・様式1号)

下請金額付き施工体系図

発注者名	高森町
工事名称	令和7年度(繰越)信州たかもり温泉改修工事(第2期)

元請名	
-----	--

町内下請比率	下請額(契約予定額)A	円
	入札価格B	円
	A/B	%

<input type="checkbox"/> 建築工事工種:	
会社名	
担当工事内容	
工期(自)	令和 年 月 日
工期(至)	令和 年 月 日
下請額	円

<input type="checkbox"/> 電気設備工事工種:	
会社名	
担当工事内容	
工期(自)	令和 年 月 日
工期(至)	令和 年 月 日
下請額	円

<input type="checkbox"/> 機械設備工事工種:	
会社名	
担当工事内容	
工期(自)	令和 年 月 日
工期(至)	令和 年 月 日
下請額	円

留意事項

1、町内に本店を有している事業者の一次下請けのみを記載してください。
(町外事業者の一次下請けは記載不要)

2、欄が不足する場合には当該様式を必要に応じて追加してください。

2、町内下請比率について

(1) 工事の合計費用について記載してください。

本工事において、町内に本店を有している事業者を一次下請に選定していない場合、その理由を記載してください。